

松戸市公用電気自動車広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が取扱う公用電気自動車（以下「電気自動車」という。）に、民間企業等の広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関して、松戸市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2条 広告の掲載者（以下「掲載者」という。）の募集は、公募により行う。

(広告掲載の申込み)

第3条 広告の掲載申込みを行おうとする者（以下「申込者」という。）は、松戸市広告掲載申込書（要綱第1号様式）に掲載しようとする広告の原稿案及び申込者の事業内容が記載された書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

(広告掲載の決定等)

第4条 市長は、前条の申込みがあったときは、申込みのあった順に内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、松戸市広告掲載申込結果通知書（要綱第2号様式）により、申込者に審査結果を通知するものとする。

3 市長は、広告の掲載車両及び掲載箇所は、市長が決定する。

(掲載料の納入)

第5条 掲載者は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広告掲載料を一括して市に納入しなければならない。

(千葉県屋外広告物条例の許可)

第6条 掲載者は、掲載決定後、千葉県屋外広告物条例（昭和44年千葉県条例第5号。以下「県条例」という。）による許可を受けるものとする。

なお、許可申請費用は、掲載者が負担するものとする。

(掲載方法)

第7条 広告物の掲載は、ラッピング・フィルム、カットティング・シート等剥離が可能な素材の特殊フィルムの貼付によるものとし、車体塗装は行わないものとする。

2 前項の特殊フィルムは、広告掲載期間中における車体からの剥離又は広告撤去に際して車体塗装の剥離が発生しない材質としなければならない。

(広告の作成等)

第8条 広告の作成は、掲載者の責任において作成し、その費用は全て掲載者が負担するものとする。電気自動車への掲載及び撤去についても、また、同様とする。

2 掲載者は、広告の掲載及び撤去を行おうとするときは、電気自動車の用途及び運行業務に支障が生じないよう市長と協議の上、日程、工程を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

3 広告の掲載又は撤去により、電気自動車の車体表面、塗装、構造等を毀損し、又は破損したときは、当該広告掲載者が経費を負担して原状回復するものとする。

(広告物の修復)

第9条 天災その他の不可抗力による場合を除き、広告掲載の期間中に市の責において広告物が毀損し、又は破損したときは、市長が経費を負担して修復を行うものとする。

2 経年に起因する広告物の色あせなどの劣化については、市長が経費を負担する修復の対象としないものとする。

(掲載期間)

第10条 広告掲載の期間は1年間とし、再掲載を妨げない。

2 掲載者は、前項の規定により再掲載を希望するときは、掲載期間満了日の3ヶ月前までに、第4条の規定により審査を受け、その承諾を得なければならない。

3 広告掲載期間の開始日及び終了日は、掲載者と市長が協議の上、電気自動車の運行管理状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

(掲載者の責任)

第11条 掲載者は、広告内容等に関する一切の責任を負うものとする。

(禁止行為)

第12条 掲載者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 市の広告掲載業務の運営及び維持を妨げる行為

(2) その他市長が掲載者として不適切と認める行為

2 掲載者は、広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載の決定を取消することができる。

(1) 指定期日までに広告用原稿が提出されないとき。

(2) 指定期日までに広告掲載料が納付されないとき。

(3) 広告内容が、県条例及び松戸市公用電気自動車広告掲載基準の規定に反すると認められるとき。

(4) 掲載者が掲載者の責に帰する不祥事等により社会問題を起こしたとき。

(5) 前条に規定する禁止行為を行ったとき。

(6) その他広告を掲載することが適切でないとき。

2 掲載者は、広告掲載期間中、広告掲載を取り止めようとする場合には、事前に市長に書面を提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取消したときは、松戸市公用電気自動車広告掲載取消通知書（第1号様式。以下「取消通知書」という。）により掲載者に通知するものとする。

4 広告掲載の決定の取消しがなされた場合及び掲載者が広告掲載を取り止めた場合であって、当該決定に係る広告掲載を既に行っているときは、掲載者は速やかに当該広告物を撤去しなければならない。

5 前項の場合において市に損害が生じたときは、市は、掲載者に対しその賠償を求めることができる。

6 前2項の規定は、広告掲載期間が終了した場合において準用する。

(広告の変更)

第14条 掲載者は広告掲載期間中に、当該広告の内容を変更しようとするときは、市長の指示に従い第4条の規定により審査を受け、その承諾を得なければならない。

(還付)

第15条 既納の広告掲載料は、いかなる理由があっても還付しない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 掲載者は、広告掲載の期間が満了した場合又は広告掲載の決定を取消された場合において、当該広告掲載に投じた有益費、必要費等の費用について、市長に対してその補償を請求することができない。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。